

奈良県森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第五十六号

奈良県森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例

奈良県森林整備加速化・林業再生基金条例（平成二十一年七月奈良県条例第十号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成四十三年三月三十一日」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。